

「准フォレスター研修」、「林業専用道技術者研修」が始まります

新たに平成 23 年度から利根沼田森林管理署で始まった研修ですが、今年度も引き続き実施します。

1 「森林・林業再生プラン」を実行する人材育成の必要性

平成 21 年 12 月、農林水産省は今後 10 年間を目途に我が国の森林・林業を再生するための指針として、「森林・林業再生プラン(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/saisei/index.html>)」を策定しました。

森林・林業再生プランのポイントは、戦後造成し、現在充実しつつある森林資源を有効に活用するとともに、無秩序な伐採の抑制や適切な更新を確保し、持続可能な森林経営を実現していくため、新たな森林計画を実効あるものとすることです。

そのためには、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理など森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援できる高度な知識・技術と豊富な実務経験を有する人材の育成と活用が不可欠なものとなっています。

そうした人材を育成するための研修を昨年度から利根沼田森林管理署において実施しています。

2 准フォレスター研修

研修は「森林・林業再生プラン」を本格的に実行していくため、地域の森林・林業の再生を担う将来の「日本型フォレスター(http://www.rinya.maff.go.jp/j/forester_project.html)」を養成することを目的に実施しています。

フォレスターとは、市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林（もり）づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材です。

フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成 25（2013）年度からの資格認定を目指し、それまでの間は、「准フォレスター研修」を受けた者が市町村森林整備計画への支援業務を行うこととしています。

研修では、9 日間にわたり市町村森林整備計画の概要、市町村森林整備計画演習、路網と作業システム、路網線形計画、森林施業の集約化、森林経営計画の概要、森林経営計画作成演習、森林整備企画演習（路網整備等効率的な施業構想の策定）、森林施業における労働安全、木材流通・販売等の多岐にわたるカリキュラムを受講し、准フォレスターとして必要な知識と技術を習得します。

(1) 研修日程

研修期間：全9日間（5日間×1回＋4日間×1回）を3回実施

【前 期】	【後 期】
①H24. 6. 11～6. 15	①H24. 8. 20～8. 23
②H24. 7. 2～7. 6	②H24. 9. 10～9. 13
③H24. 7. 30～8. 3	③H24. 10. 1～10. 4

※ 研修の年間スケジュールはこちらご覧下さい。↓

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/pdf/h24schedule20120412.pdf>

(2) カリキュラム

研修では、フォレスターとしての心構えを身につけさせるとともに、市町村森林整備計画を作成するために必要な、森林施業、路網、作業システムなどについての基本的な考え方を習得します。

なお、研修受講者は関東森林管理局管内の都県職員と森林管理署等職員を対象としています。

准フォレスター研修の主な内容

1. フォレスターの役割
2. 森づくりの構想
3. 地域の森林・林業の将来ビジョンと市町村森林整備計画
4. 森づくりと森林経営計画
5. 木材流通・販売
6. コミュニケーションとプレゼンテーション
7. 市町村森林整備計画演習 等

※ 研修のカリキュラムは別紙を参照下さい。

3 林業専用道技術者研修

准フォレスター研修と併せて、再生プランを確実に実行するために林道の設計及び施工を推進する人材を育成するため「林業専用道技術者研修」も実施します。

「林業専用道」とは、森林づくりを進めていく上で欠かす事のできない路網づくりにおいて、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道路をいい、従来の林道と比較して、地形に沿った屈曲線形及び波形勾配を採用して土工量の軽減を図り、簡素な構造を目指す新たな林道です。

研修では、3日間にわたり林業専用道を作設していくために必要な専門的な知識等を習得します。

(1) 研修日程

研修期間：3日間を4回実施

- | |
|--|
| ①H24. 6. 20～6. 22
②H24. 7. 11～7. 13
③H24. 9. 26～9. 28
④H24. 10. 17～10. 19 |
|--|

※ 研修の年間スケジュールはこちらご覧下さい。↓

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/pdf/h24schedule20120412.pdf>

(2) カリキュラム

林業専用道を作設していくために必要な知識、技術を講義、演習及び現地での検討等を通じて習得します。

なお、研修受講者は関東森林管理局管内の都県職員、森林管理署等職員、市町村職員、設計コンサルタント等職員及び土木建設事業体職員等を対象としています。

林業専用道技術者研修の主な内容

- | |
|---|
| 1. 林業専用道作設指針等の概要
2. 森林施業、作業システムに関する基礎知識と配慮すべき留意点
3. 林業専用道作設技術研修会（現地演習）
4. 今後に向けたディスカッション
5. 設計のポイント 等 |
|---|

※ 研修のカリキュラムは別紙を参照下さい。

4 その他（H23年度の実施状況）

昨年度の実施状況等については、関東森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/forester.html>）をご覧下さい。